倉敷市	十二回
備南ボートレース事業組合	十二回
宮島ボートレース企業団	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回

中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

その他告示

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

選挙区名	場所	日時
北海道	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東北	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
北関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時三十分
南関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東京都	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
北陸信越	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東海	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
近畿	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
中国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
四国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
九州	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時

○中央選挙管理会告示第十六号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室

日時　令和八年二月十三日　午後一時

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年一月三十日　午後三時

○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長　門山　泰明

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時